

吹田市公民館条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 5 } ----- 略 ----- (17) }</p> <p>(18) 吹田市北千里地区公民館 <u>吹田市古江台3丁目8番</u></p> <p>(19) } 5 } ----- 略 ----- (29) }</p> <p>2</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に北千里地区公民館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) 北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図るための事業の実施に関する業務</p> <p>(2) 使用の許可に関する業務</p> <p>(3) 使用料の徴収に関する業務</p> <p>(4) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、北千里地区公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } 5 } ----- 略 ----- (17) }</p> <p>(18) 吹田市北千里地区公民館 <u>吹田市古江台3丁目8番1号</u></p> <p>(19) } 5 } ----- 略 ----- (29) }</p> <p>2</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第11条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に北千里地区公民館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) <u>社会教育法第22条に規定する事業の実施に関する業務</u></p> <p>(2) 北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図るための事業の実施に関する業務</p> <p>(3) 使用の許可に関する業務</p> <p>(4) 使用料の徴収に関する業務</p> <p>(5) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、北千里地区公民館の管理に関し教育委員会が必要</p>

現 行	改 正 案
<p>2 } 3 } 5 }</p> <p>-----略-----</p>	<p>と認める業務</p> <p>2 } 3 } 5 }</p> <p>-----略-----</p>